七、ホクシー販売株式会社に対する件

昭和四十八年（排）第二号

排除命令

東京都杉並区上高井戸一丁目二十二番五号
ホクシー販売株式会社
右代表者　代表取締役　森　大

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　ホクシー販売株式会社は、取引先である卸売業者を対象に、昭和四十六年六月から同年十一月までを期間とし、「ヨーロッパ視察旅行」と称して行なった景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四十二年公正取引委員会告示第十七号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示するとともに、「ヨーロッパ視察旅行」の通知を受けた同社の取引先卸売業者に対し、右公示と同様の趣旨の通知をしなければならない。この公示および通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　ホクシー販売株式会社は、今後一年間、卸売業者に対し、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第二

項各号に掲げる景品類を除く景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　ホクシー販売株式会社は、第一項に基づいて行なった公示および通知について、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　ホクシー販売株式会社（以下「ホクシー」という。）は、肩書地に本店を置き、ホクシー株式会社の製造する家庭用衛生紙等の全量を、同社から購入し、これを卸売業者に販売している事業者である。

二　ホクシーは、同社が代理店と称している卸売業者約百名のうち、同社からの仕入額等を基準として約三十名を選定し、個々の卸売業者ごとに、昭和四十六年六月から同年十一月までの約六か月間におけるホクシーからの仕入目標額を定め、これを達成した卸売業者を、「ヨーロッパ視察旅行」（一人当り経費約三十七万円）に招待することを企画し、この企画を実施した。

しかして、ホクシーは、右企画に基づいて、昭和四十七年十月、卸売業者二十八名を右旅行に招待した。

三　しかるに、ホクシーが、相手方事業者一名に対して提供することができる景品類の価額は、年十万円までであって、ホクシーはこの制限をこえる景品類を提供したものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、ホクシーの行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十八年三月二十八日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　滝川正久